

高幡消防組合特定事業主行動計画の実施状況及び高幡消防組合における女性の活躍状況の公表

(令和 7 年 6 月)

高幡消防組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「高幡消防組合特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、高幡消防組合における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

	目標 (R8 年度)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
正職員	5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
会計年度任用職員	100%	100%	100%	100%	100%

(取組内容)

令和 3 年度：・・・女性採用 1 名

令和 4 年度：・・・女性採用広報

令和 5 年度：・・・女性採用広報

令和 6 年度：・・・女性採用広報

(2) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
正職員	7.1%	0%	0%	5.5%
会計年度任用職員	...	100%	...	...

(3) 職員に占める女性職員の割合及び会計年度任用職員に占める女性労働者の割合

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
正職員	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
会計年度任用職員	100%	100%	100%	100%

(4) 中途採用の男女別実績

・中途採用なし

(5) 管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

	目標 (R6 年度)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	伸び率 (R3- R6 年度)
管理職割合	0%	0%	0%	0%	0%	0% ^{ポイント}
部局長・次長相当職	0%	0%	0%	0%	0%	0% ^{ポイント}
課長相当職	0%	0%	0%	0%	0%	0% ^{ポイント}
課長補佐相当職	0%	0%	0%	0%	0%	0% ^{ポイント}
係長相当職	0%	0%	0%	0%	0%	0% ^{ポイント}

(6) 機会の提供に資する制度の概要

●セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

- ・セクハラ等対策のための一元的窓口を設置し、窓口担当職員に対する研修を実施予定

●特定事業主として実施する教育訓練・研修の概要

- ・外部講師によるハラスメントセミナーを実施予定

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率（令和6年度）

	離職率	離職者の年代別割合							
		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
男性 職員	4.4%	18.1%	5.8%	0%	0%	0%	0%	15.0%	0%
女性 職員	50%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(2) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

	目標 (R6 年度)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
正職員 (男性)	10%	0.7%	2.1%	0.7%	40.0%
正職員 (女性)	10%	0%	0%	0%	0%
会計年度任用 職員（女性）	10%	0%	0%	0%	0%

(3) 男性職員の育児参加のための休暇（1日以上）取得率分布状況

	目標 (R7 年度)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
1 日以上取得率	10%	0%	2.1%	0.7%	0%

(4) 年次有給休暇の取得日数の状況（令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日）

平均取得日数 ※20 日以上付与されたものに限る

全体：15 日 正職員：15 日 会計年度任用職員：7 日

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主：高幡消防組合消防本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
任期の定めのない常勤職員	66.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	-	%
全職員	66.9	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
消防長・次長・署長・課長相当職	-	%
副署長・分署長・課長補佐相当職	-	%
隊長・係長相当職	-	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
36年以上	-	%
31～35年	-	%
26～30年	-	%
21～25年	-	%
16～20年	-	%
11～15年	-	%
6～10年	-	%
1～5年	105.5	%

※ 対象期間：令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

任期の定めのない常勤職員以外の職員の区分に女性がいないため上記の比較表とする。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別については、役職に女性がいないため上記の比較表とする。

(2) 女性常勤職員の勤続年数は1～5年にあたるため上記の比較表とする。